

警備業における労働災害防止自主点検の 集計結果報告

新宿労働基準監督署

当署において、令和2年12月に警備業で労働者数30人以上の92事業場に対して労働災害防止自主点検を実施し、48事業場（回答率52%）から提出がありました。その内容は以下のとおりとなりますので、今後における労働災害防止対策の参考としてください。

1 当署で制作した「警備業における労働災害発生状況」の動画を用いて社員教育（警備員が個々に視聴する場合を含む）を実施しましたか。

■ 実施した	■ 実施する予定（1月～3月）	■ 実施する予定はない
15件（31%）	23件（48%）	10件（21%）

[内容]

- ・ 新任警備員教育と現任警備員教育において、動画視聴を行っている。
- ・ 強制できないが、スマホで自発的に視聴している者もいる。
- ・ 労働災害の発生状況を視聴することにより、注意喚起が図られた。
- ・ すべての警備員に対して、署長名の要請文を配付し、視聴した。
- ・ 労働災害の未然防止に効果的であるため、今後も各教育に取り入れる。
- ・ まずは、安全衛生委員会のメンバーを中心に視聴した。
- ・ 現場への送り出し教育に活用する。
- ・ 動画の内容がコンパクトにまとめられ警備員に理解しやすい。
- ・ 今後、社内インターネット環境が整備されるため、動画教育を展開する予定です。
- ・ DVDの配付があれば、集団教育で活用できるかと思います。
- ・ 令和3年度の研修カリキュラムに動画教育を導入する。
- ・ 安全衛生教育等の場で使用したいが使用方法が把握できない。（「新宿労働基準監督署からのお知らせ」で検索し、視聴してください。YouTube 動画）
- ・ 動画を視聴し、災害の可能性をレクチャーして行く。
- ・ 別のDVDで教育を実施しているため、本動画による教育は実施しない。
- ・ ハード面の不足により、全警備員に対して動画教育を行うことができない。
- ・ インターネット環境が未整備であるため、視聴できない。

2 警備員による一人KY（危険予知）活動を導入していますか。

■ 導入している	■ 導入予定（2月～4月）	■ 導入予定なし
32件（66%）	8件（17%）	8件（17%）

[内容]

- ・ 当日の作業内容を想定して行うよう指導している。
- ・ 警備実施内容に対しての危険予知は常に必要であるため、以前から実施している。
- ・ 警備員には、作業開始前における一人KY活動を実施するよう指導している。
- ・ 巡回業務中には、指差呼称を行うよう指導している。
- ・ 新任警備員研修において、一人KY活動の必要性を説明し、理解させている。
- ・ 動画を視聴して、一人KY活動を全警備員へ周知した。
- ・ 新任警備員研修と現任警備員研修において、グループKYと一人KY活動の手順を説明し、現場で実践できるよう指導している。今後も継続的に実施します。
- ・ 一人KY活動を実施した上で物理的障害（段差、障害物、突起物など）となる物がある場合にはすぐ排除する。排除できない場合は対策を講じ注意するよう指導している。
- ・ 朝礼と夕礼時に一人KY活動を実施している。
- ・ 過去の災害事例をカードにして、全警備員に配付し、勤務前に一人KY活動で活用するよう指導している。
- ・ 本動画を契機に一人KY活動を現任警備員教育で説明し、展開します。
- ・ 一人KY活動をもう少し学習し、全警備員が徹底できるよう準備します。

3 捻挫等の防止のため、作業開始前などにストレッチや体操を実施していますか。

■ 実施している	■ 実施予定（1月～4月）	■ 実施予定なし
29件（60%）	7件（15%）	12件（25%）

[内容]

- ・ 現場における朝礼時、ラジオ体操を熱心に行うよう指導している。なお、ラジオ体操を行っていない現場においては、各自で体をほぐしてから勤務するよう指導している。
- ・ 現任警備員研修において、足腰の柔軟性を保つ体操を行い、現場で実施するよう指導している。
- ・ 体操やストレッチを実施し、自己管理を徹底するよう奨励している。
- ・ 冬場など関節が固くなりやすい時期は、適度なストレッチを実施するよう指導している。
- ・ 朝礼後と休憩後の業務開始前に、ストレッチを行うよう指導している。
- ・ 現場で行うラジオ体操に加え、手首と足首体操等を含め研修時に指導している。
- ・ 長時間同じ姿勢となるため、毎日15時に全員でラジオ体操を実施している。
- ・ 朝礼時以外で体操している者といない者がいるため、現任警備員研修時に、再度、周知徹底をします。
- ・ 勤務開始前ストレッチや体操を来年度安全衛生計画に盛り込み展開して行きます。
- ・ 単独業務の現場が多く、本人任せになっているため、業務開始前のストレッチを実施して行きます。
- ・ 過去、警備員同士が接触し、足を捻った災害が発生しているため、できるだけ早くストレッチ等を導入したい。
- ・ 施設警備においては、体操やストレッチを行うスペース、環境が確保されていないた

め、実施していない。

- ・ ストレッチ等の方法を指導するに留まり、実施については、各自に任せている。
- ・ 個人の裁量に任せているため、今後も実施しません。

☆ ストレッチ等を実施していない事業場は、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を参照し、取り組んでください。

4 車両後退時の誘導は、車両の真後ろへ入らないことを徹底していますか。

■ 徹底している	■ 徹底していなかった	■ 対象業務なし
42件（88%）	4件（8%）	2件（4%）

[内容]

- ・ 車両の前後に立たないことを徹底している。
- ・ 車両の真後ろへ入る危険性を認識させる教育を行っている。
- ・ 新宿監督署から配付された資料を用いて再度周知した。
- ・ 研修の際、警備員の安全な立ち位置について教育し、徹底している。
- ・ 車両の真後ろでの誘導は、死亡災害や重大災害につながるため、特に徹底している。
- ・ 災害防止のため、以下の安全ルール決めて徹底している。
車両の運転手の死角に入らない。
サイドミラー越しに運転手を確認できる位置に立つ。
車両後部に接近しすぎない。
車両の後部を横切らない。後ずさり誘導をしない。
合図を明確にする。
- ・ 車両の死角となる場所を新任警備員教育で指導している。特に大型車両については、車両目線での映像も使用して教育している。
- ・ 朝礼時、口頭で指導し、注意喚起している。
- ・ 車両に積載している荷物等によって、真後ろが死角になるため、大変危険であることを教育指導し、徹底している。
- ・ バックミラーやサイドミラーで車両運転手とアイコンタクトを取りながら誘導するよう指導している。
- ・ 車両の後方誘導は、歩き方に相当の注意を払って行うよう指導している。
- ・ 会社安全パトロール時に適切な誘導方法を確認し、指導している。
- ・ 各法定教育や現場でのOJT等で車両後方誘導を指導し、徹底している。

5 階段からの転落防止のためのルールづくりと安全教育を実施していますか。

■ 実施している	■ 実施していなかった	■ 未回答
29件（60%）	7件（15%）	2件（4%）

[内容]

- ・ 階段は、手すり側を降りることを徹底している。

- ・ 厚生労働省等が作成したリーフレットを用いて教育している。
- ・ 新宿監督署から配付されたリーフレットを用いて、再度、周知した。
- ・ 現場内では、業務が終わった後でも階段から転落することないように気を抜かず行動するよう指導している。
- ・ 過去に発生した階段からの転落災害事例を配付し、昇降時に注意する習慣を持つよう指導している。
- ・ 教育の場において、「手すり保持」「ながら業務の防止」を徹底している。
- ・ 階段に、転落災害事例やポスターを貼り、注意喚起をしている。
- ・ 以下のルールを定め、新任警備員教育や現任警備員教育で事例をあげて教育指導している。
 - 手すりがある場合は、有効に活用する。
 - 段数など階段の状況を確認する。
 - 階段昇降時は、特に足元に注意する。
- ・ 適切な履物で昇降するよう指導している。
- ・ 急いでいても駆け降りたり、昇ったりしないよう指導している。
- ・ 両手に荷物を持って階段を昇降しないよう徹底している。
- ・ 階段昇降時のルールを定めていなかったため、今後はルールをつくり徹底する。
- ・ 今後の課題として、取り組んで行きたい。

6 労働災害発生状況（動画）や警備業における安全対策事例（新宿労働基準監督署からのお知らせに掲載）を見て、再度徹底した対策や新たに導入した対策を記入してください。

[内容]

- ・ 研修時のグループ討議に活用し、巡回時の災害防止に対する指導をした。
- ・ 動画や災害事例について、管理者等が周知に努め、新たな対策を検討したい。
- ・ 「転倒注意！」ステッカーを全社的に配付し、危険個所への掲示を実施した。
- ・ 現場での車両誘導時のKY活動など、再度、周知した。
- ・ 警備業の災害は、転倒災害と動作の反動・無理な動作を起因とする災害を防止できれば6割以上減少できることが再認識できたため、警備員に強く意識づけして行きたい。
- ・ 新任警備員教育時に、本動画の上映を導入した。
- ・ 車両誘導に関する留意事項について、講習会を開催した。
- ・ 安全意識の高揚を図るため、毎月1回、安全大会を開催することとした。
- ・ 本動画を参考に、高年齢労働者に対する転倒災害防止のため、ストレッチの必要性について、教育を行った。
- ・ 現場での安全行動の再認識を行った。
- ・ 緑十字カレンダー（無災害を記録するもの）を作成した。
- ・ 巡回業務での安全行動遵守の確認を行った。
- ・ 毎月15日を特別安全推進日として、安全行動を促し、無災害を図ることとした。
- ・ 業務開始前の一人KY活動やストレッチの実施を徹底した。
- ・ 階段昇降時の決め事を作成し、徹底した。
- ・ 転倒防止体操を導入することとした。

- ・ 車両誘導時の合図をしっかりと伝えることを徹底した。
- ・ 警備員の配置と連絡時に、一言、注意事項を加えることとした。
- ・ 研修時において、KY活動による労働災害の未然防止を導入することとした。
- ・ 厚生労働省作成の「未熟練労働者の安全衛生教育マニュアル」を新任警備員研修に活用することとした。
- ・ 現場内は、危険個所が多いため、周囲や足元確認を再度注意するよう指導した。
- ・ 全警備先で危険個所マップを作成し、危険要因を理解した上で勤務に就き、労働災害の防止に努めている。
- ・ 車両誘導の際は、常に〇〇かも知れないという意識を持って、誘導することとした。
- ・ 各現場の特性を捉えた「危険見積」(危険想定とその対策)を作成し、教育・指導の教材とした。
- ・ 労働災害防止のポスターに、「Safe Work」のロゴマークを入れることとした。

7 令和元年に発生した労働災害を分析すると、高年齢労働者（60歳以上）が被災者した割合が47%（全業種24%）となっています。厚生労働省では本年3月に「エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」策定し、当署においては、高年齢労働者が安全で安心して働くことができる職場環境づくりを指導しています。現在、高年齢労働者対策で実施しているものを記入してください。

[内容]

- ・ 新任警備員教育にて、基本動作の確認とストレッチのやり方を指導している。
- ・ 連続した長時間労働を避けるため、2時間に1回、休憩が取れるよう、休憩要員の確保に努めている。
- ・ 身体的負担を感じる業務は極力行わないよう配慮している。また、高年齢労働者の配置が大多数とならないよう配慮している。
- ・ 健康診断の結果をもとに、個別指導と適正配置に努めている。
- ・ 自分の体力や運動機能を客観視できる「フレイルチェック」を実施している。
- ・ 高年齢労働者には、技術的に難易度が低い勤務地での業務に就かせている。
- ・ 年齢を考慮して現場配置している。
- ・ 営業員や指導員が事前に配置現場の状況を確認し、その情報を配置担当者と共有して無理のない配置に努めている。
- ・ 心身ともに負荷の低い現場に配置している。なお、次の現場はなるべく避けている。

施設警備

脚立使用が必要な現場

重量物の取り扱いを伴う現場

交通誘導業務

工事車両や交通量の多い現場

- ・ 夏季の空調ベストの導入による熱中症予防を徹底している。
- ・ 冬季は、電熱ベストを支給し、寒さ対策を行っている。
- ・ 日々、血圧確認や体調確認を実施し、体調管理に努めている。
- ・ 熱中症予防のため、通気性の良い制服を着用するよう努めている。

- ・ 滑りにくい靴底の靴を着用するよう指導している。
- ・ 電話又は巡視を行い、体調の確認と安全行動の実施を指導している。
- ・ 健康診断結果に基づき、有所見者への保健指導を実施している。
- ・ 軽量の靴を支給し、転倒災害防止や身体への負担軽減に努めている。
- ・ 指導員の現場巡視の際、必ず本人に声をかけて面接し、体調面に気をかけるよう指導している。
- ・ 高年齢労働者から話しやすい労働環境づくりに努めている。
- ・ 交通誘導灯の軽量化を図り、負担軽減に努めている。
- ・ ハンズフリーメガホン（両手が空いた状態で大声を出さずに合図できるもの。）を支給し、負担軽減に努めている。
- ・ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を使用し、自らの身体能力と意識している身体能力のちがい（ズレ）について、認識するよう指導している。
- ・ 高年齢労働者と面談し、個々の体力に合わせた勤務日数と時間を設定している。

8 警備員の安全を確保するため、仕事の発注者（契約先）に要望や依頼などをしたことがあれば記入してください。

[内容]

- ・ 現場に要望して、傾斜部に転倒災害防止のためのカラーコーンとバーで養生してもらった。
- ・ 現場内鉄板上は、雨で滑りやすいため、現場に要望し、歩行者用ゴムマットを設置してもらった。
- ・ 通路上での「頭上注意」の表記や「段差注意」表記等を要望し、現場で用意してもらった。
- ・ 休憩時間の確保について、契約先に対して依頼し、確保してもらった。
- ・ 夏季は、特に休憩時間を多く取れるよう現場に要請し、確保してもらった。
- ・ 契約先から預かる荷物については、身体に負担が掛からない重量とするよう要請し、軽減してもらった。
- ・ 夏季の熱中症対策として、ウォータークーラーや製氷機の設置、また、エアコンの効いた快適な休憩所の設置などを契約先に依頼し、設置してもらった。
- ・ 夏季は、熱中症対策のため、休憩や水分補給の頻度を増やしていただくよう要望し、確保してもらった。
- ・ 工事車両の誘導の際、誘導に従わず勝手に運転してしまう運転手がいたため、現場に依頼し、ルールを徹底してもらった。
- ・ 現場に依頼して、昇降ゲートに目立つよう蛍光テープを貼らせてもらった。
- ・ 現場に要望し、マニュアルや掲示物の文字を大きく見やすくしてもらった。
- ・ 車道での災害防止のため、作業帯をよりわかりやすくするため、現場に要望し、矢印コーンを設置してもらった。
- ・ 現場に要望し、階段を昇る休憩所を転落防止の観点から廃止し、別の休憩室を用意してもらった。
- ・ 冬季は、早く暗くなるため、照明の設置を依頼し、設置してもらった。

- ・ 交通誘導している現場のゲート付近に置かれている資材を転倒防止の観点から移動してもらった。
- ・ 発注者へ要請し、車両から目立つよう反射ベスト（夜間点灯点滅するもの）を着用している。
- ・ 暗い場所に人感センサー灯の設置をしてもらった。

9 安全管理責任者や警備員が動画を観た感想などがあれば教えてください。

[内容]

- ・ 今後、視聴を普及させることに努めたい。
- ・ 内容がコンパクトにまとめられ、理解しやすいと思いました。
- ・ 音声と絵でわかりやすかったです。
- ・ 具体的に災害件数や事例を説明しているので、わかりやすいと感じました。
- ・ 警備員のマナーや技術に対する教育だけではなく、災害に対する周知や教育が必要だと改めて感じました。
- ・ 自分は大丈夫だと思っている警備員に対して、このような事例を説明するだけでなく、どうすれば防止できるかを考えることも必要だと感じました。
- ・ 改めて安全管理や危機管理の意識の大切さを実感しました。
- ・ 多くの労働災害の原因は、比較的単純なことが起因すると改めて感じました。
- ・ 作業行動が落ち着いて、しっかり確認を行えば（安全行動の遵守）災害は減少すると思いました。
- ・ 軽率な行動からのケガが多いと感じました。
- ・ 高齢労働者になるほど被災しやすいと思いました。
- ・ 今後もこの動画を活用して行きたい。
- ・ 高齢になればなるほど、身体機能や反射神経、認知機能の衰えは当然であるため、注意喚起を根気強く行って行きたい。
- ・ 動画を観ると、当社でも同様の災害がいくつもあることがわかりました。この動画を使って安全教育を行っていきます。
- ・ 改めて、指差呼称の大事さを痛感しました。
- ・ 災害事例は為になるため、もっといろいろと参照したい。
- ・ 日頃からの体調管理も必要であること伝えて行きたい。
- ・ 動画なら、もっと動きのある映像（アニメーション、再現ドラマ等）にしたなら、もっとわかりやすかった。
- ・ 非常にわかりやすい動画なので、社内教育等に積極的に活用したい。
- ・ 大変参考になりました。
- ・ 災害発生状況がわかりやすく非常に有用であった。
- ・ 基本的な行動が安全へと結びつくことを再認識した。
- ・ 教本や資料を用いての解説と映像等のビジュアル教材を併用し、周知教育を行うことにより、教育の質向上が図れると思いました。
- ・ 改めて、転倒災害の多さを知りました。
- ・ 落ち着いた行動が災害防止につながると感じた。

- ・ 車両誘導の際、身の安全のための逃げ位置の確保や確認が大事なことを改めて認識しました。
- ・ 当社で災害が多い事例が世間一般でも増加しており、その対策が急務であると感じた。
- ・ 危険意識を高め、災害防止に役立ちました。
- ・ 動画を引き続き提供いただけると指導する上でも助かります。
- ・ 日々の業務の慣れからくる災害事例であり、改めて基本に忠実に業務を行う意識が芽生えました。

10 新宿労働基準監督署 Safe Work 推進運動で推奨している「Safe Work」のロゴマークを活用していますか。

■ 活用している（写真参照）

16件（33%）

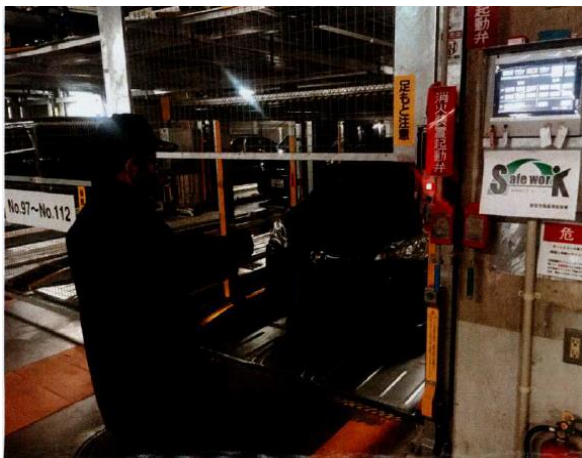
■ 活用していない

32件（67%）

[内容]

- ・ ステッカーをヘルメットに貼っています。
- ・ 労働災害発生事例にロゴマークを入れて活用しています。
- ・ 事務所内の掲示板に掲示しています。
- ・ 警備業務場所に掲示しています。
- ・ エレベーターホール、事務室掲示板、研修室、社内報に掲示し、安全意識の高揚に努めています。
- ・ 事務所の入口に掲示しています。
- ・ 新任警備員研修と現任警備員研修のテキストの表紙にロゴマークを印刷しています。
- ・ 給料袋に印刷し、周知しています。
- ・ 今後、活用することを検討します。
- ・ 今後、社名入りのロゴマークを社内や現場詰所などに掲示し、労働災害防止の気運の醸成に役立てたい。
- ・ 残念ながら認識不足で活用していなかった。
- ・ ロゴマークの存在を知らなかった。
- ・ 活用方法を知らない。（「新宿労働基準監督署からのお知らせ」で検索すると活用事例集が掲載されていますので参照してください。）
- ・ あまり好きなデザインではないため活用しない。
- ・ 警備現場での掲示に了承が得られない。





11 「新宿労働基準監督署からののお知らせ」のホームページをご覧になったことがありますか。また、今後どのような情報をホームページへ掲載してほしいですか。

- ある
 - ない
- 35件 (73%) 13件 (27%)

[掲載希望など]

- ・ 最新のデータを掲載していただきたい。
- ・ 現場における労働災害防止のためのノウハウ。
- ・ あらかじめ新宿署にメールアドレスを登録し、新規掲載（災害速報、推進運動、その他トピックスなど）があった場合のお知らせがあれば良いかと思えます。
- ・ 災害事例や他社での災害防止の取り組みなど。（当ホームページに掲載しています。）
- ・ 今までは、厚生労働省や中央労働災害防止協会のホームページしか見ていませんでした。今後は、新宿署のホームページも見るようにします。
- ・ 誘導中の事例等、小さな災害でも掲載を希望します。
- ・ 現状で十分です。ありがとうございます。
- ・ 災害発生状況は、年齢だけでなく経験年数や発生時間なども含めていただけると助かります。
- ・ 全国の警備業の災害事例などを掲載してほしいです。（厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」をご覧ください。）

12 その他、当署に対する意見や要望などありましたら記入してください。

[内容]

- ・ 研修等でのパソコン利用が難しいため、DVDで配付していただきたい。
- ・ データをダウンロードして保存できる形式であれば、研修等で利用しやすいので、ご検討をお願いしたい。（新宿労働基準協会ホームページへ掲載し、ダウンロードできるよう依頼します。）
- ・ 当社では、YouTube 動画は社内規定により視聴できません。
- ・ 研修や教育で活用できる過去の災害事例を掲載していただきたい。
- ・ 労働災害事例を閲覧できるサイトがあれば、安全大会等で再度警備員に認識させることができます。（厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」をご覧ください。）
- ・ 今後ともご指導ご鞭撻のほどお願いいたします。
- ・ 引き続き情報提供をよろしくお願いいたします。
- ・ 今後もこのような事例とともに、他社で取り組んでいる良い事例なども教えていただきたいです。



「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」